

## よくある質問

Q 1 新規に建築する場合は、対象外なのか。

A 1 本事業は、令和6年度末時点で事業継続しない場合は、補助金を返還することを求めています。新築で整備を行った場合、返還額の算定基礎となる資産評価が困難となることから除外しています。

また、新築した建物の一部をサテライトオフィスとして使用する場合は、建物以外の整備費用は対象となります。

Q 2 事業開始は、いつの時点とすればよいのか。

A 2 事業開始日は、事業者で決定し、パンフレット等に明示してください。

Q 3 事業開始時点で、利用企業がなくてもよいのか。

A 3 利用企業がなくても問題はありません。

Q 4 同一市内で2事業者が設置してもよいのか。その場合は県が調整するのか。

A 4 事業採算性が確保できると判断される場合は対象とします。

Q 5 他県の障がい者が利用して、三重県内の企業に勤務してもよいのか。

A 5 利用可能です。ただし、県内企業は県内に本社がある企業とします。

原則、県内の障がい者雇用者数や法定雇用率達成企業数の増加と、障がい者の職場定着の向上を図ることを目的とすることから、県外企業の県内に事業所へ勤務する場合はご相談ください。

Q 6 拠点は、1事業者で2箇所以上設置してもよいのか。その場合補助金の上限額は、拠点1箇所毎に2,000万円となるのか。

A 6 1事業者が提案できる設置箇所数は、1箇所のみとします。

Q 7 耐震基準に適合している証明書等があれば、補助対象のテナントとして認められるということでしょうか。

A 7 耐震基準に適合していることが確認できれば、補助対象となります。

Q 8 複数社で利用する賃貸物件の共用設備（トイレなど）のバリアフリーは必要か。

A 8 複数社で利用する賃貸物件の共用設備（トイレなど）は、「テレワーク拠点施設要件」（募集案内6頁）の「施設」要件である「改修等により増加した資産が補助対象者に帰属すること」に該当しないことから、補助対象外となりますが、障がい者の働きやすい環境となるよう、ご配慮いただくことが望ましいです。  
賃貸物件の共用設備は、入居物件の使用目的を物件所有者に説明すると改修に応じていただける場合がありますので、一度物件所有者にご相談ください。

Q 9 追加工事等により耐震基準を満たした建物の書類確認の方法を教えてください。

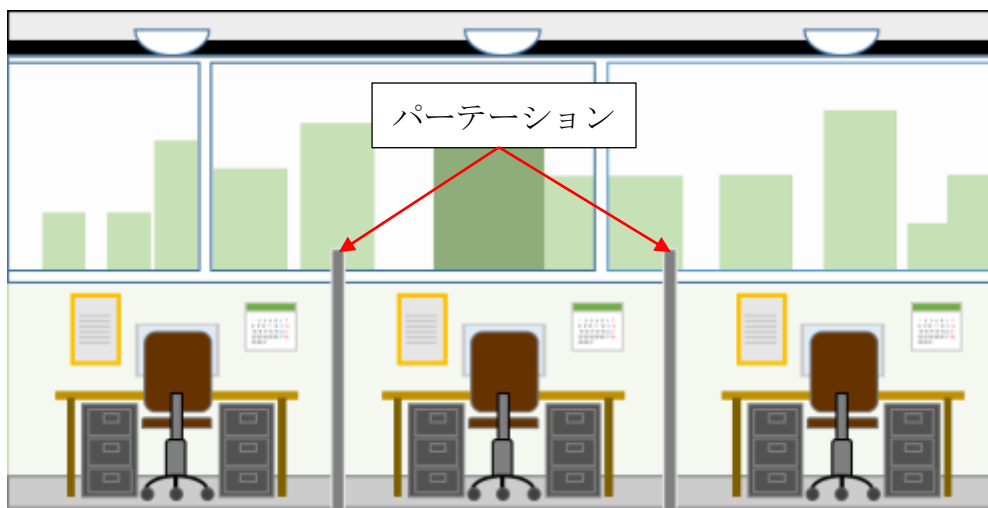
A 9 書類確認の方法は、「指定性能評価機関や建築事務所登録を行っている建築事務所等が発行する「耐震基準適合証明書」等により確認してください。」（募集案内7頁）としています。  
「耐震基準適合証明書」等については、物件所有者にご確認ください。

Q10 補助対象施設は、補助金申請時に所有又は借り受けておく必要があるか。

A10 補助対象施設は、補助事業着手時に所有又は借り受けていることが必要です（要綱第5条別表1）。募集案内の「3応募要件」にも「(2) テレワーク拠点施設要件」（募集案内6頁）を挙げていますが、これは「テレワーク拠点施設の要件」を示したものであり、補助金申請時に満たすことを条件としているわけではありません。

Q11 天井までの空間のあるパーテーションとはどのようなものか。

A11 天井までパーテーションで区切られていないもので、下図イメージを参考としてください。



Q12 交付決定後、開設に要する費用が増えた場合、補助金の総額を申請してもよいか。

A12 交付決定後の増額はありません。

Q13 兼業で業務を行っている場合、○%を開設準備に要したとしてよいか。

A13 ○月○日、開設準備のため○時から○時までテレワーク拠点開設準備業務に○時間勤務したことがわかる就業週報などで確認します。

例

就業週報						
氏名	2401101	三重太郎	所属	総務課	処理期間	令和4年7月1日～7月31日
日付	曜	カレンダー	出勤時間	退勤時間	適用	
2022/07/01	金	平日	9:00	18:30	9:00から12:00までテレワーク拠点開設準備業務	
2022/07/02	土	法外	9:00	19:30		
2022/07/03	日	法外	9:00	18:30		
2022/07/04	月	平日	9:00	18:30	9:00から12:00までテレワーク拠点開設準備業務	
2022/07/05	火	平日	9:00	18:30	9:00から12:00までテレワーク拠点開設準備業務	
2022/07/06	水	平日	9:00	18:30	9:00から12:00までテレワーク拠点開設準備業務	
2022/07/07	木	平日	9:00	18:30		
2022/07/08	金	平日	9:00	18:30		
2022/07/09	土	法外	9:00	18:30		
2022/07/10	日	法外	9:00	18:30		

テレワーク拠点開設準備業務 月計 ●時間

(備考)

募集期間中によせられた上記以外の主なQ Aは、この「よくある質問」に随時追加します。

## ご注意ください！

三重県障がい者のテレワーク拠点開設支援補助金は、テレワーク拠点の開設に必要な初期費用を補助対象経費としています。（要綱第5条）

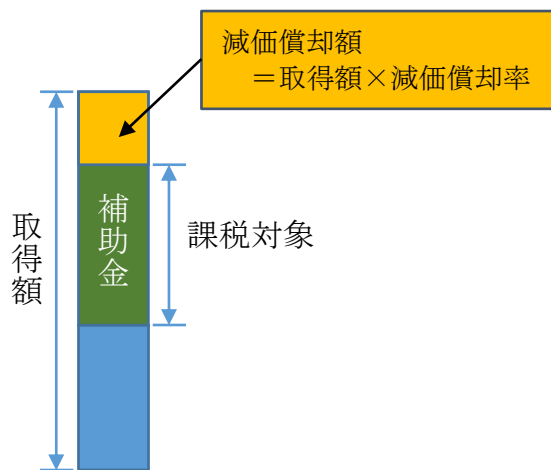
初期費用には、人件費や広報費などの経費補助金と備品購入などの施設補助金が含まれます。経費補助金は損金として計上するため課税対象になりませんが、施設補助金の場合、導入した設備等の減価償却額を上回る補助金は所得とみなされ、課税対象となります。

施設補助金への課税は、「圧縮記帳」を利用することで回避することが可能ですが、その場合の減価償却額は小さくなります。（下図参照）

なお、「圧縮記帳」の詳細については、国税庁のホームページを参照するほか、お近くの税務署等にご相談ください。

（通常）

例 減価償却額を上回る補助金は、  
所得として課税対象



（圧縮記帳）

初年度に補助金を圧縮損として計上  
することで補助金への課税を回避

